

徳地ワイガヤの会会則

(名称)

第1条 この会は、徳地ワイガヤの会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、徳地ワイガヤの会会長宅内に置く。

(目的)

第3条 この会は、徳地地域の未来を語り、その実現へ向けて行動する会として公益に関わる活動を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業及び活動を実施する。

- ①徳地地域の未来を語り、自由な意見交換を行い、その実現に努める。
- ②単独又は地域内住民及び組織・団体と連携し、地域の発展の為に労務の提供を図る。

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員のみとしこの会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、既存会員の推薦を受け、会員の賛同を得た者。

(出資金)

第7条 ①会員は、自身の意思によりこの会への出資が出来る、但し、金額の規定は設けない。

②活動内容に伴い、適宜各会員より了解のもと任意に出資を募ることが出来る。

③会員は、出資金について自らその返却を求めない。

(退会)

第8条 会員は、会長に口頭申出により任意に退会することが出来る。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く

- ①会長
- ②事務局長（会計兼務）
- ③監事

2. 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2. 事務局長は、会長を補佐し、不在時はその職務を代行する。

3. 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第11条 この会の総会は、年1回開催するものとする、但し、必要がある時は臨時開催が出来る。

2. 総会は、会長が議長を務め、以下の事項について決議する。

- ①会則、事業等の変更
- ②解散
- ③事業報告及び収支決算
- ④役員を選任
- ⑤その他会の運営に関する重要事項

3. 総会は会員の過半数で開催することが出来、議事は出席者の過半数で成立、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第13条 会長は、事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この会則に定めない事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、西暦2018年4月1日から施行する。